

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

○国土調査の成果の認証	一	（地域振興課）
○廃棄物が地下にある土地の指定	二	（循環型社会推進課）
○救急医療機関の認定	二	（医療政策課）
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	二	（農村振興課）
○道路の区域変更（三件）	二	（道路課）
○道路の供用開始（二件）	三	（同）
○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	四	（都市計画課）
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	四	（警察本部会計課）
議 会	五	
○宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令	五	
○宮城県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令	五	
教育委員会	七	
○宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令	七	
○宮城県指定有形文化財の指定	七	
選挙管理委員会	七	
○政治団体の届出	七	
○政治団体の届出事項の異動届	八	
○政治団体の解散届	九	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）	九	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和四年分）	九	

ページ

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和五年分）

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消等の届出

人事委員会

○人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

正する規則

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○宮城県公安委員会個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

○宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

○行政文書管理規則の一部を改正する規則

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

○宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

告 示

○宮城県告示第百八十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

令和三年度から令和四年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市字上堰、同字北川原、同字十王堂北、同字十王堂前、同郡山字上堰、同字下堰、同字西中堀、同字西堀、同字馬場堀東、同字東中堀、同字柳川原

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

五 認証年月日

令和五年三月十七日

○宮城県告示第百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
宮城県石巻市福地字石道入六十四番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号に掲げる埋立地
宮城県白石市大平森合字山口六十五番、六十六番、六十七番、六十八番の三、六十八番の四、六十八番の五、六十八番の六、六十八番の七、六十八番の八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地
宮城県名取市下増田字広浦七番一の一部、二百四番四の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地
宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前八十一番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地
宮城県黒川郡大衡村松の平二丁目三十九番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号に掲げる埋立地

○宮城県告示第百九十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百	令和五年三月二十日	令和八年三月十九日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四番地一	令和五年三月二十一日	令和八年三月二十日

○宮城県告示第百九十二号

県宮鹿又地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年三月二十四日から令和五年四月二十一日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大和松島線
三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
宮城郡松島町初原字欠田二七番地先から 同郡同町高城字動伝三無番地先まで				前		一・一〇 二五・五		三二・〇		上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
				後		三・〇 九・〇		五一・一		
後		前		A		B				

○宮城県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 築館登米線
三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
登米市迫町新田字新前沼無番地先から 同市迫町新田字新東坂戸七二番地先まで				前		六・一 一一・三		一、九八七・七		上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
				後		一一・〇 二二・四		二、〇〇三・五		
後		前		A		B				

○宮城県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 新田若柳線
三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市迫町新田字東坂戸一八六番二地先から 同市迫町新田字東坂戸無番地先まで				前		四・〇 一一・〇		二六・〇	
				後		四・〇 一一・〇		四五・三	
後		前		A		B			

○宮城県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	大島浪板線	気仙沼市浦の浜四八番一地先から 同市田尻三三番三地先まで	令和五年 三月二十四日

○宮城県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年三月二十四日

令和五年三月二十四日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市門脇字明神無番地先から 同市門脇字捨喰三五番三地先まで	令和五年 三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・十二号 並柳福浦線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成二十六年三月二十六日から平成三十五年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月二十六日から令和六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四百五号 小池石生線

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「平成三十年四月十九日から平成三十五年三月三十一日まで」を「平成三十年四月十九日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 八千三百九十四万二千三百七十五円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

議 会

○宮城県議会訓令甲第四号

宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

宮城県議会委員会傍聴規程（平成十一年宮城県議会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「~~（三）~~」及び「~~（四）~~」を削る。

様式第二中「~~（三）~~」及び「~~（四）~~」を削り、「傍聴しようとするときは」を「傍聴しようとするときは」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第五号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の八の見出し中「単純労働職員」を「技能労働職員」に改める。

第二十二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 次に掲げる往復文

イ 議長、副議長、議員及び議会の機関に発するもの（特に重要なものを除く。）

ロ 県の機関に発するもの（特に重要なものを除く。）

ハ 国又は他の地方公共団体の機関に発するもの（法令等で定めがあるもの、特に公印を押すべき事情があると認められるものその他特に重要なものを除く。）

ニ イ、ロ及びハに規定する以外の者宛てに発するもののうち法令等で定めがあるもの又は軽易なもの

二 総務課長が適当と認めるもの

第二十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、発信者名の下に「（公印省略）」と表示

するものとする。
様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第17条関係)

至急文書
付せん箇所

文書分類記号			—			
保存年限	永・10・5・3・1年					

起案：	年	月	日	文書の記号・番号	第		号	
施行： 予定：	年	月	日	例文登録	年度	第	号	
決裁：	年	月	日	起案者職氏名		課 班 (電話) 印		
発送：	年	月	日	文書 審査	課長	総括 課長補佐	班 長 (文書取扱主任)	班員
浄書		校 合		公 印		発 送		

(件名)

このことについて、別案 () 件のとおり

してよろしいか伺います。
します。

議 長 副議長

事務局長 副事務局長

課 長 総括課長補佐 班 長 副班長 班 員

(合議部課)

開 示 申 請 の 状 況		発 送 種 別 ・ 取 扱 上 の 注 意 等
年 月 日申請 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 非開示 非開示理由：第 号に該当	年 月 日申請 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 非開示 非開示理由：第 号に該当	<input type="checkbox"/> 親展 <input type="checkbox"/> 書留 <input type="checkbox"/> 速 達 <input type="checkbox"/> 配達証明 <input type="checkbox"/> 内容証明 <input type="checkbox"/> 小包 <input type="checkbox"/> 電報 <input type="checkbox"/> はがき <input type="checkbox"/> 公報登載 <input type="checkbox"/> 官報登載 <input type="checkbox"/> その他 ()

宮 城 県 議 会 事 務 局

- (注) 1 不要の文字は、() で囲むこと。
2 会議欄の職名は、組織により適宜変更できるものとする。
3 には、該当項目に✓を記入すること。

様式第十五号中「**「**」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十一条の八の改正規定は、令和五年三月二十四日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条の六第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第七条の七とする。

第七条の五の前の見出しを削り、同条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第七条の三第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同条第二項中「第七条の三第二項」を「第七条の四第二項」に改め、同条を第七条の六とし、同条の前に見出しとして「（時差勤務時間等）」を付す。

第七条の四を第七条の五とし、第七条の三第一項中「前条第三項」を「第七条の二第三項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第七条の二第四項」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（フレックスタイム制職員の勤務時間）

第七条の三 職員勤務時間条第三項第三項及び第四項の規定により週休日进行又は勤務時間を割

り振る職員の勤務時間は、第七条及び前条第三項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、午前七時から午後十時までの間で割り振ることができる。

2 前項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、第七条第一項の規定を準用する。

附則第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第七条の三、第七条の五及び第七条の六」を「第七条の四、第七条の六及び第七条の七」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。）であつて改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の宮城県教育庁等職員服務規程（以下「新規規程」という。）第七条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規規程の規定を適用する。

○宮城県教育委員会告示第五号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定有形文化財に指定する。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

種 別	名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (建造物)	旧歩兵第四連 隊兵舎	一棟	桁行五二・三メートル、 梁間一・〇メートル、 木造総二階建、 寄棟造棧瓦葺、 出入口ポーチ四か所付	仙台市宮城野 区五輪一丁目 三〇一番三	仙台市

選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年三月二十四日

(一) 政党の支部

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党宮城県仙台市宮城野区第三支部 松本 由男 成田 勝則 仙台市宮城野区苦竹一八一三 令和五年二月九日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

伊藤ゆうた後援会 伊藤 優太 伊藤 伽羅 仙台市青葉区高松一〇一〇二 令和五年二月二十八日

大池こういち後援会 大池 康一 大池貴美子 仙台市宮城野区榴ヶ岡二七七 令和五年二月二十一日

梶山ひろかず後援会 梶山 浩一 梶山 浩一 仙台市宮城野区平成一八八二 令和五年二月十四日

今野力雄後援会 咲間 次雄 今野 航和 角田市横倉字明ヶ沢五三三四五 令和五年二月二日

福田ようすけ後援会 福田 陽輔 福田 陽輔 仙台市泉区西中山二一八一四 令和五年二月二十二日

○宮選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党宮城県第2区総支部	鎌田さゆり	会計責任者の氏名	横田ひろ子	須田恵美子	令和五年二月一日
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒谷さとし後援会	荒谷 敏	主たる事務所の所在地	富谷市あけの平三三三七	富谷市富ヶ丘二二七七一八	令和五年二月五日
飯塚えつお後援会	飯塚千枝子	代表者の氏名	飯塚千枝子	高橋 忠一	令和五年二月十六日
いとう勝美後援会	鳥貫 昭雄	会計責任者の氏名	伊藤 明美	八島 明子	令和五年二月十日
猪股洋文後援会	大山 匡	主たる事務所の所在地	加美郡加美町字赤塚二六九一三	加美郡加美町字町裏一〇八一四	令和四年十二月二十五日
大久保ひろのぶ後援会	大久保廣信	代表者の氏名	大久保廣信	大泉 武夫	令和五年一月一日
大沼えつこを大きく育てる会	大沼 悦子	政治団体の名称	大沼えつこを大きく育てる会	大沼悦子後援会	令和五年二月十七日
大沼えつこをもっと大きく育てる会	大沼 悦子	政治団体の名称	大沼えつこをもっと大きく育てる会	大沼えつこを大きく育てる会	令和五年二月二十一日
おのでら健応援団	小野寺 健	主たる事務所の所在地	仙台市泉区紫山三一六一〇	仙台市泉区高森一〇一三二〇	令和五年一月一日
今野公勇後援会	遠山 秀一	会計責任者の氏名	今野 仁吉	今野 勝男	令和五年一月十四日
寒風澤敦司後援会	三品 宗俊	代表者の氏名	三品 宗俊	寒風澤敦司	令和四年十一月十七日
菅原福治後援会	立古 守男	会計責任者の氏名	小川 昌義	石垣 吉雄	令和五年二月七日
ズバットゆうた。	伊藤 優太	政治団体の名称	ズバットゆうた。	ズバットゆうた。	令和五年二月二十一日
PATOAの会	佐藤 優樹	会計責任者の氏名	木村 拓也	我妻 友紀	令和五年二月一日
宮城県商工政治連盟	齋藤 富嗣	会計責任者の氏名	森山 行輝	亀山 桂太	令和五年二月一日
石巻市牡鹿稲井支部	渡邊 新美	主たる事務所の所在地	遠田郡美里町字志賀町一五一五	遠田郡美里町字藤ヶ崎町一七〇	令和五年二月一日
宮城県商工政治連盟	渡邊 新美	主たる事務所の所在地	遠田郡美里町字志賀町一五一五	遠田郡美里町字藤ヶ崎町一七〇	令和五年二月一日

宮城県ビルメンテナ
ンス政治連盟 三浦 信 会計責任者 大柿 敦子 令和五年
一月三十一日

山本信悟後援会 齋藤 久 代表者 齋藤 久 和泉 善雄 令和五年
二月十一日

よしのり友の会 大沼 耕一 代表者 大沼 耕一 関 弘 令和五年
二月二十日

roots石巻 高橋 政則 代表者 高橋 政則 松本 充代 令和五年
二月四日

若生ひろとし後援会 中鉢 義徳 主たる事務 富谷市今泉鶴巻 富谷市成田九一 令和五年
二月一日

渡辺勝幸後援会 江刺 文康 代表者 江刺 文康 松井 有紀 令和五年
二月一日

○宮選管告示第二十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
団体が解散した旨届出があった。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

青山久栄後援会 武山 勝義 令和五年二月十五日

明日の丸森をつくる会 鈴木美智子 令和五年二月二十四日

大崎市の未来を語る会 水室 勝好 令和四年十二月三十日

寒風澤敦司後援会 三品 宗俊 令和四年十一月十七日

新生とみやを考える市民の会 中鉢 義徳 令和五年二月一日

菅原ただし後援会 北浦つや子 令和五年一月三十日

水室勝好後援会 渡辺 公男 令和四年十二月三十日

山村康治後援会 山村 恭治 令和四年四月三十日

○宮選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ
り、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ
の要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

大崎市の未来を語る会

資金管理団体の届出をした者の氏名 水室 勝好

資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員

報告年月日 5. 1. 13 (4. 12. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

水室勝好後援会

報告年月日 5. 1. 13 (4. 12. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ
り、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ
の要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

大崎市の未来を語る会

資金管理団体の届出をした者の氏名 水室 勝好

資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員

報告年月日 5. 1. 13 (4. 12. 30解散)

1 収入総額 0

政治活動費 795,474

寄附・交付金 795,474

香原ただし後援会

報告年月日 5. 2. 9 (5. 1. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名）

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

伊藤 優太 宮城県議会議員 伊藤ゆうた後援会 仙台市青葉区高松一―一―二 令和五年二月二十一日

大池 康一 宮城県議会議員 大池こういち後援会 仙台市宮城野区榴ヶ岡二七 令和五年二月十五日

福田 陽輔 仙台市議会議員 福田ようすけ後援会 仙台市泉区西中山二―一八―四 令和五年二月二十二日

松本 由男 宮城県議会議員 松本よしお後援会 仙台市宮城野区苦竹一―八―一 令和五年二月一日

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

大沼 悦子 大沼えつこを大きく育てる会 政治団体の名称 大沼えつこを大きく育てる会 大沼悦子後援会 令和五年二月十七日

大沼 悦子 大沼えつこを大きく育てる会 政治団体の名称 大沼えつこを大きく育てる会 大沼えつこを大きく育てる会 令和五年二月二十一日

三品 宗俊 寒風澤敦司後援会 代表者の氏名 三品 宗俊 寒風澤 敦司 令和四年十一月十七日

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和五年三月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

氷室 勝好 大崎市の未来を語る会 令和四年十二月三十日

三品 宗俊 寒風澤敦司後援会 令和四年十一月十七日

人事委員会

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十三―七十五

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中「~~第一職級~~」の次に「~~第二職級~~」を加え、同表公安職給料表の項中「~~第三職級~~」の次に「~~第四職級~~」を加える。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―三十三の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中「~~第五職級~~」を削り、

- 12 警察学校の科長の職務
- 13 警察署の課長代理の職務
- 14 警備派出所の所長の職務
- 15 警備派出所の副所長の職務
- 16 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務

や

- 12 警察本部又は警察署の少年健全育成官の職務
- 13 警察学校の科長の職務
- 14 警察署の課長代理の職務
- 15 警備派出所の所長の職務
- 16 警備派出所の副所長の職務
- 17 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務

ひ「少年相談指導官」や「少年健全育

成指導官」に於き、同条の各欄に於て

- 2 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務
- 3 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
- 4 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務

や

- 2 規模の小さい警察署の課長代理の職務
- 3 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務
- 4 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
- 5 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務

ひに於き、「人身安全聴聞官」や「

- 3 警察本部の参事官の職務
- 4 運転免許センター長の職務

や

3 警察本部の参事官の職務
に於る。

公安委員会

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第2号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係） 交番の名称及び位置			
警察署名	名称	位置	
	(略)		
鳴子警察署	岩出山交番	大崎市岩出山字二ノ構 139番地	
	(略)		
別表第2（第3条関係） 駐在所の名称及び位置			
警察署名	名称	位置	
	(略)		
		仙台市宮城	

仙台東警察署	岡田駐在所	野区岡田字岡田前20番地の2
	(略)	(略)
泉警察署	鶴が丘駐在所	仙台市泉区鶴が丘二丁目9番地の10
	(略)	(略)
塩釜警察署	大代駐在所	多賀城市大代三丁目7番70号
	(略)	(略)
気仙沼警察署	階上駐在所	気仙沼市長磯前林73番地
	(略)	(略)
	小原木駐在所	気仙沼市唐桑町岩井沢103番地1
	本吉駐在所	気仙沼市本吉町津谷館岡97番地1
古川警察署	敷玉駐在所	大崎市古川石森字天王山2番地5
	(略)	(略)

仙台東警察署	_____	_____
	(略)	(略)
泉警察署	_____	_____
	(略)	(略)
塩釜警察署	_____	_____
	(略)	(略)
気仙沼警察署	階上駐在所	気仙沼市長磯前林73番地5
	(略)	(略)
	本吉駐在所	気仙沼市本吉町津谷館岡97番地3
	(略)	(略)
古川警察署	_____	_____
	(略)	(略)

加美警察署	賀美石駐在所	加美郡加美町鳥屋ヶ崎字倉沢道下50番地2
	(略)	(略)
大河原警察署	沼辺駐在所	柴田郡村田町大字沼辺字学校前117番地
	(略)	(略)

別表第3 (略)
別表第4 (第4条関係)
仙台中央警察署

名称	受持区域
国分町交番	仙台市青葉区のうち一番町四丁目、大町二丁目(7番及び12番から14番まで)、春日町(1番、2番、5番から8番まで及び11番)、国分町一丁目から国分町三丁目まで、立町(1番から4番まで、12番から16番まで及び25番から27番まで)、二日町(1番、2番及び6番)
(略)	(略)
仙台市青葉区のうち青葉山、大手町、大町二丁目(1番から6番まで、8番から11番まで及び15番)、霊屋下、春日町(3番、4番、9番及び10番)、片平一丁目、	

加美警察署	_____	_____
	(略)	(略)
大河原警察署	_____	_____
	(略)	(略)

別表第3 (略)
別表第4 (第4条関係)
仙台中央警察署

名称	受持区域
国分町交番	仙台市青葉区のうち一番町四丁目、大町二丁目(7番及び12番から14番まで)、春日町_____、国分町一丁目から国分町三丁目まで、立町(1番から4番まで、12番から16番まで及び25番から27番まで)、二日町(1番、2番及び6番)
(略)	(略)
仙台市青葉区のうち青葉山、大手町、大町二丁目(1番から6番まで、8番から11番まで及び15番)、霊屋下_____、片平一丁目、	

大町交番	花壇、川内（1番地及び26番地）、川内追廻、川内川前丁、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内渡橋通、桜ヶ岡公園、立町（5番から11番まで及び17番から24番まで）、支倉町（1番）
	(略)

仙台南警察署・仙台北警察署 (略)
仙台東警察署

名称	受持区域
	(略)
	仙台市宮城野区のうち出花一丁目から出花三丁目まで、蒲生一丁目から蒲生五丁目まで、蒲生(荒田、北上河原(七北田川の北側の地域(七北田川を含む。))、北下河原、北中河原(七北田川の北側の地域(七北田川を含む。))、西屋敷添、二本木、念仏田、東屋敷添、町及び屋敷)、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野(北上及び高橋前を除く。)、福室(上河原(七北田川の北側の地域(七北田川を含む。))及び下河原(七北田川を含む。))、港一丁目から港五丁目まで

仙台北港交番

大町交番	花壇、川内（1番地及び26番地）、川内追廻、川内川前丁、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内渡橋通、桜ヶ岡公園、立町（5番から11番まで及び17番から24番まで）、支倉町（1番）
	(略)

仙台南警察署・仙台北警察署 (略)
仙台東警察署

名称	受持区域
	(略)
	仙台市宮城野区のうち出花一丁目から出花三丁目まで、岡田、岡田西町、蒲生一丁目から蒲生五丁目まで、蒲生、白鳥一丁目、白鳥二丁目、仙台北一丁目、仙台北二丁目、中野一丁目から中野五丁目まで、中野(北上及び高橋前を除く。)、福室(県道前、境四番、向川原及び由谷地を除く。)、港一丁目から港五丁目まで

仙台北港交番

名称	受持区域
	(略)
岡田駐在所	仙台市宮城野区のうち岡田、岡田西町、蒲生(七北田川の南側の地域)、福室(御蔵前二番、御蔵前三番、上河原(七北田川の南側の地域)、久保野一番、久保野二番、小原一番、小原二番、下河原(七北田川の南側の地域)、新原田、田中、田中東一番、田中東二番、田中前一番、田中前二番、原田一番、原田二番、平柳、弁当二番及び弁当三番)

泉警察署

名称	受持区域
	(略)
泉交番	仙台市泉区のうち泉中央一丁目から泉中央四丁目まで、市名坂(天神沢(38番地から48番地まで)を除く。)、松陵一丁目から松陵五丁目まで、高玉町、天神沢一丁目、天神沢二丁目、七北田(赤生津、欠下、駕籠沢、菅間、菅間宮林、堰、七ツ沼、東裏、日野、古内、古川、朴木沢、白水沢、町、道、柳及び塚)、赤坂町、本田町、松森(阿比古、岩久保、内町、鹿島、伽蘭、下町、陣ヶ前、堰堀、台、台谷地、堂谷、西沢、鼠堂、前沼、松木沢、岡

名称	受持区域
	(略)

泉警察署

名称	受持区域
	(略)
泉交番	仙台市泉区のうち泉中央一丁目から泉中央四丁目まで、市名坂(天神沢(38番地から48番地まで)を除く。)、松陵一丁目から松陵五丁目まで、高玉町、鶴が丘一丁目から鶴が丘四丁目まで、天神沢一丁目、天神沢二丁目、七北田(赤生津、欠下、駕籠沢、菅間、菅間宮林、堰、七ツ沼、東裏、日野、古内、古川、朴木沢、白水沢、町、道及び柳)、赤坂町、本田町、松森(後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、関場、

本南、館、城前及び岡本前、
、友愛町

太子堂、堤下、中河原、長岫、中道、前ヶ沢、前坂、前田、明神、八沢及び不動を除く。)、友愛町中央五丁目まで

田、明神、八沢及び不動)、八乙女一丁目から八乙女四丁目まで、八乙女中央一丁目から八乙女中央五丁目まで

田、明神、八沢及び不動)、八乙女一丁目から八乙女四丁目まで、八乙女中央一丁目から八乙女中央五丁目まで

仙台市泉区のうち
泉中央南、上谷刈一丁目から上谷刈六丁目まで、上谷刈(向原を除く。)、加茂一丁目から加茂五丁目まで、北中山一丁目から北中山四丁目まで、実沢(中山南及び中山北)、長命ヶ丘一丁目から長命ヶ丘六丁目まで、長命ヶ丘東、
、虹の丘一丁目から虹の丘四丁目まで、古内、みずほ台、南中山一丁目から南中山六丁目まで

仙台市泉区のうち
泉中央南、上谷刈一丁目から上谷刈六丁目まで、上谷刈(向原を除く。)、加茂一丁目から加茂五丁目まで、北中山一丁目から北中山四丁目まで、実沢(中山南及び中山北)、長命ヶ丘一丁目から長命ヶ丘六丁目まで、長命ヶ丘東、西中山一丁目、西中山二丁目、虹の丘一丁目から虹の丘四丁目まで、古内、みずほ台、南中山一丁目から南中山六丁目まで

仙台市泉区のうち
小角、実沢(中山南及び中山北を除く。)、住吉台東一丁目から住吉台東五丁目まで、住吉台西一丁目から住吉台西四丁目まで、西田中、西中山一丁目、西中山二丁目、根白石、福岡、朴沢、館一丁目から館七丁目まで

仙台市泉区のうち
朝日一丁目、朝日二丁目、小角、実沢(中山南及び中山北を除く。)、住吉台東一丁目から住吉台東五丁目まで、住吉台西一丁目から住吉台西四丁目まで、西田中、
、根白石、福岡、朴沢、館一丁目から館七丁目まで

仙台市泉区のうち
旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目、上谷刈(向原)、黒松一丁目から黒松三丁目まで、七北田(念仏、杉ノ田、高柳、田中及び八乙女)、南光台一丁目から南光台七丁目まで、南光台東一丁目から南光台東三丁目まで、南光台南一丁目から南光台南三丁目まで、東黒松、松森(後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、剉松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、園場、太子堂、堤下、中河原、長岫、中道、前ヶ沢、前坂、前

仙台市泉区のうち
旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目、上谷刈(向原)、黒松一丁目から黒松三丁目まで、七北田(念仏、杉ノ田、高柳、田中、八乙女及び境)、南光台一丁目から南光台七丁目まで、南光台東一丁目から南光台東三丁目まで、南光台南一丁目から南光台南三丁目まで、東黒松、松森(後沢、後田、浦田、上河原、河原、斉兵衛、坂下、剉松、沢目、下河原、陣ヶ原、新庄、新田、住吉、園場、太子堂、堤下、中河原、長岫、中道、前ヶ沢、前坂、前

若林警察署
塩釜警察署
(略)
名称 受持区域
(略)
多賀城市のうち
笠神一丁目、笠神二丁目、下馬一丁目から下馬五丁目まで、栄一丁目から栄四丁目まで、桜木一丁目から桜木三丁目まで、高崎一丁目から高崎三丁目まで、高崎、中央一丁目か

若林警察署
塩釜警察署
(略)
名称 受持区域
(略)
多賀城市のうち
大代一丁目から大代六丁目まで、笠神一丁目から笠神五丁目まで、下馬一丁目から下馬五丁目まで、栄一丁目から栄四丁目まで、桜木一丁目から桜木三丁目まで、高崎一丁目から高崎三丁目まで、高崎、中央一丁目か

多賀城交番

ら中央三丁目まで、鶴ヶ谷一丁目から鶴ヶ谷三丁目まで、伝上山一丁目から伝上山四丁目まで、留ヶ谷一丁目から留ヶ谷三丁目まで、中野、東田中一丁目、東田中二丁目、東田中、町前一丁目から町前四丁目まで、丸山一丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、明月一丁目、明月二丁目、八幡一丁目から八幡四丁目まで、八幡

(略)

多賀城市のうち

大代一丁目から大代六丁目まで、笠神三丁目から笠神五丁目まで、丸山二丁目

(略)

岩沼警察署・大和警察署 (略)
石巻警察署

受持区域

石巻市のうち
旭町、泉町一丁目から泉町四丁目まで、鑄銭場、駅前北通り一丁目から駅前北通り四丁目まで、大手町、門脇町一丁目から門脇町五丁目まで、穀町、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋、末広町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、田代浜、立町一丁目、立町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、中央一丁目か

石巻駅前交番

多賀城交番

ら中央三丁目まで、鶴ヶ谷一丁目から鶴ヶ谷三丁目まで、伝上山一丁目から伝上山四丁目まで、留ヶ谷一丁目から留ヶ谷三丁目まで、中野、東田中一丁目、東田中二丁目、東田中、町前一丁目から町前四丁目まで、丸山一丁目、丸山二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、明月一丁目、明月二丁目、八幡一丁目から八幡四丁目まで、八幡

(略)

多賀城市のうち

大代一丁目から大代六丁目まで、笠神三丁目から笠神五丁目まで、丸山二丁目

(略)

岩沼警察署・大和警察署 (略)
石巻警察署

受持区域

石巻市のうち
旭町、泉町一丁目から泉町四丁目まで、鑄銭場、駅前北通り一丁目から駅前北通り四丁目まで、大手町、門脇町一丁目から門脇町五丁目まで、穀町、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋、末広町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、千石町、田代浜、立町一丁目、立町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、中央一丁目か

石巻駅前交番

ら中央三丁目まで、真山一丁目から真山五丁目まで、中瀬、南光町一丁目、錦町、西山町、羽黒町一丁目、羽黒町二丁目、雲雀野町一丁目、且和ヶ丘一丁目から且和ヶ丘四丁目まで、双葉町、南浜町一丁目から南浜町四丁目まで、南谷地、山下町一丁目、山下町二丁目、宜山町

(略)

石巻市のうち

鹿妻一丁目から鹿妻五丁目まで、鹿妻東、鹿妻本町、川口町一丁目、川口町三丁目、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町二丁目から大門町四丁目まで、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、湊、湊町一丁目から湊町四丁目まで、湊西一丁目から湊西三丁目まで、明神町一丁目、明神町二丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、吉野町一丁目から吉野町三丁目まで

湊交番

東松島市のうち
あおい一丁目からあおい

(略)

ら中央三丁目まで、真山一丁目から真山五丁目まで、中瀬、南光町一丁目、錦町、西山町、羽黒町一丁目、羽黒町二丁目、雲雀野町一丁目、且和ヶ丘一丁目から且和ヶ丘四丁目まで、双葉町、南浜町一丁目から南浜町四丁目まで、南谷地、山下町一丁目、山下町二丁目、宜山町

(略)

石巻市のうち

伊原津一丁目、伊原津二丁目、鹿妻北一丁目から鹿妻北三丁目まで、鹿妻本町、鹿妻南一丁目から鹿妻南五丁目まで、川口町一丁目、川口町三丁目、魚町一丁目から魚町三丁目まで、大門町三丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、松並一丁目、松並二丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、湊、湊町一丁目から湊町四丁目まで、湊西一丁目から湊西三丁目まで、湊東一丁目から湊東三丁目まで、明神町二丁目、吉野町一丁目から吉野町三丁目まで

湊交番

東松島市のうち
あおい一丁目からあおい

(略)

矢本交番	三丁目まで、赤井、大塩、大曲、小松、新館前、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本
------	--

矢本交番	三丁目まで、赤井、大塩、大曲、小松、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本
------	------------------------------------

渡波交番	石巻市のうち 伊勢町、宇田川町、大宮町、荻浜、折浜、狐崎浜、後生橋、小竹浜、小積浜、幸町、さくら町一丁目からさくら町五丁目まで、侍浜、沢田、塩富町一丁目、塩富町二丁目、新成一丁目から新成三丁目まで、鹿立、竹浜、垂水町一丁目から垂水町三丁目まで、月浦、長浜町、流留、沼津、浜、浜松町、福貴浦、牧浜、松原町、真野、万石町、水沼、三和町、桃浦、渡波、渡波町一丁目から渡波町三丁目まで
------	---

渡波交番	石巻市のうち 伊勢町、宇田川町、大宮町、荻浜、折浜、狐崎浜、後生橋、小竹浜、小積浜、幸町、さくら町一丁目からさくら町五丁目まで、侍浜、沢田、塩富町一丁目、塩富町二丁目、新成一丁目から新成三丁目まで、竹浜、垂水町一丁目から垂水町三丁目まで、月浦、長浜町、流留、沼津、浜松町、福貴浦、牧浜、松原町、真野、万石町、水沼、三和町、桃浦、渡波、渡波町一丁目から渡波町三丁目まで
------	--

名称	受持区域
	(略)
気仙沼警察署	気仙沼市のうち 唐桑町(崎浜、松圃、中井、小鱈、中、鮎立、菟浦、東舞根、西舞根、石浜、馬場、明戸、高石浜、津本、神の倉、欠浜、上小鱈、小長根、北中、上鮎立、浦)
唐桑駐在所	
	気仙沼市のうち 唐桑町(只越、小田、館、唯越、堂角、大畑、境)
小原木駐在所	

名称	受持区域
	(略)
気仙沼警察署	気仙沼市のうち 唐桑町
唐桑駐在所	

所	蔵鶴、台の下、釜石下、荒谷前、上川原、港、岩井沢、竹の榎、出山
	(略)

	(略)

佐沼警察署～南三陸警察署 (略)
古川警察署

佐沼警察署～南三陸警察署 (略)
古川警察署

名称	受持区域
	大崎市のうち 古川旭一丁目から古川旭六丁目まで、古川荒川小金町、古川江合寿町一丁目から古川江合寿町三丁目まで、古川江合錦町一丁目から古川江合錦町三丁目まで、古川江合本町一丁目から古川江合本町三丁目まで、古川東一丁目から古川東四丁目まで、古川駅前大通一丁目から古川駅前大通六丁目まで、古川駅前一丁目から古川駅前三丁目まで、古川大宮一丁目から古川大宮八丁目まで、古川金五輪一丁目、古川金五輪二丁目、古川川端、古川北稲葉一丁目から古川北稲葉三丁目まで、古川北町一丁目から古川北町五丁目まで、古川小稲葉町、古川幸町一丁目、古川幸町二丁目、古川栄町、古川城西一丁目、古川城西二丁目、古川諏訪一丁目から古川諏訪三丁目まで、古川李塚一丁目から

名称	受持区域
	大崎市のうち 古川旭一丁目から古川旭六丁目まで、古川荒川小金町、古川石森、古川浦町、古川江合寿町一丁目から古川江合寿町三丁目まで、古川江合錦町一丁目から古川江合錦町三丁目まで、古川江合本町一丁目から古川江合本町三丁目まで、古川東一丁目から古川東四丁目まで、古川駅前大通一丁目から古川駅前大通六丁目まで、古川駅前一丁目から古川駅前三丁目まで、古川大宮一丁目から古川大宮八丁目まで、古川金五輪一丁目、古川金五輪二丁目、古川川端、古川北稲葉一丁目から古川北稲葉三丁目まで、古川北町一丁目から古川北町五丁目まで、古川桑鉾、古川小稲葉町、古川幸町一丁目、古川幸町二丁目、古川下中目、古川栄町、古川城西一丁目、古川城西二丁目、古川諏訪一丁目から古川諏訪三丁目まで、古川李塚一丁目から

古川駅前交番

古川駅前交番

古川李塚三丁目まで、古川李塚、古川千手寺町一丁目、古川千手寺町二丁目、古川台町、古川鶴ヶ塚、古川十日町、古川中里一丁目から古川中里六丁目まで、古川中里、古川中島町、古川七日町、古川西館一丁目から古川西館三丁目まで、古川二ノ樫、古川東町、古川福浦一丁目から古川福浦三丁目まで、古川福浦、古川福沼一丁目から古川福沼三丁目まで、古川前田町、古川馬寄、古川三日町一丁目、古川三日町二丁目、古川南新町、古川南町一丁目から古川南町四丁目まで、古川藁口沼	
(略)	大崎市のうち 古川石森、古川大幡、古川桑針、古川境野宮、古川下ノ中目、古川楡木、古川深沼、古川宮内、古川師山
(略)	
遠田警察署～鳴子警察署 (略) 加美警察署	
名称	受持区域
	(略)
宮崎駐在所	加美郡加美町のうち 宮崎

古川李塚三丁目まで、古川李塚、古川千手寺町一丁目、古川千手寺町二丁目、古川台町、古川楡木、古川鶴ヶ塚、古川十日町、古川中里一丁目から古川中里六丁目まで、古川中里、古川中島町、古川七日町、古川西館一丁目から古川西館三丁目まで、古川二ノ樫、古川東町、古川深沼、古川福浦一丁目から古川福浦三丁目まで、古川福浦、古川福沼一丁目から古川福沼三丁目まで、古川前田町、古川馬寄、古川三日町一丁目、古川三日町二丁目、古川南新町、古川南町一丁目から古川南町四丁目まで、古川藁口沼、古川宮内、古川師山	
(略)	
(略)	
遠田警察署～鳴子警察署 (略) 加美警察署	
名称	受持区域
	(略)
宮崎駐在所	加美郡加美町のうち 北川内、木井、君ヶ袋、小泉、米泉、島嶋、島屋ヶ

賀美石駐在所 北川内、小泉、米泉、高田、島嶋、島屋ヶ崎、東川内、檜葉野、袋、鷹、孫沢、各地森、柳沢	
(略)	
大河原警察署	
名称	受持区域
	(略)
村田駐在所	柴田郡村田町のうち 足立、薄木、小泉、菅生、西ヶ丘、村田
沼辺駐在所	柴田郡村田町のうち 園場、沼田、沼辺
白石警察署・角田警察署 (略) 亘理警察署	
名称	受持区域
	(略)
浜吉田駅前駐在所	亘理郡亘理町のうち 字苺里、字苺浜、小橋、一、長灘 (南原、新海岸、大橋、舟入、新海岸、大塚及び上約)、吉田 (原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道上、道下、砂浜、南上、南中、南下、北上、北下、分残、上塚、下塚及び北畑)

崎、沼ヶ袋、孫沢、宮崎、各地森、柳沢	
(略)	
大河原警察署	
名称	受持区域
	(略)
村田駐在所	柴田郡村田町
白石警察署・角田警察署 (略) 亘理警察署	
名称	受持区域
	(略)
浜吉田駅前駐在所	亘理郡亘理町のうち 字苺里、字苺浜、字吉田、東、長灘 (南原、小橋、大橋、舟入、新海岸、大塚、上約及びシツ返)、吉田 (原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道上、道下、砂浜、南上、南中、南下、北上、北下、分残、上塚、下塚、北畑、北中、畑西、畑東、松ヶ崎山及び南須賀畑)

(略) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定（気仙沼警察署の部階上駐在所の項及び本吉駐在所の項に限る。）、別表第4仙台中央警察署の表の改正規定、別表第4泉警察署の表の改正規定（泉交番の項及び鶴が丘駐在所の項を除く。）、別表第4石巻警察署の表の改正規定及び別表第4亘理警察署の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

宮城県公安委員会個人情報保護に関する法律施行条例施行規則を次のように定める。

令和5年3月24日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号。以下「法施行条例」という。）第21条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び法施行条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル)

第2条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第1号）とする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の開示請求は、保有個人情報開示請求書（別記様式第2号）によるものとする。

(開示をする旨等の決定通知書)

第4条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（別記様式第3号）によるものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（別記様式第4号）によるものとする。

(開示決定等の期限延長通知書)

第5条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）（別記様式第5号）によるものとする。

(開示決定等の期限の特例規定の適用)

第6条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（別記様式第6号）によるものとする。

(開示請求事案の移送)

第7条 法第85条第1項の規定により、他の行政機関の長等に対し、事案を移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（別記様式第7号）により通知するものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）（別記様式第8号）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（別記様式第9号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（別記様式第10号）によるものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第11号）によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（別記様式第12号）によるものとする。

(開示の実施等)

第9条 法第87条第1項の規定により保有個人情報記録されている文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）（以下「文書等」という。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該文書等を丁寧に取扱うとともに、これを破損し、又は改ざんしてはならない。

2 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該文書等の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第13号）によるものとする。

(写し等の供与に要する費用の額等)

第10条 法施行条例第4条第2項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者が負担する費用の額、納入方法等は、行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用（平成15年宮城県告示第311号）に定めるところによる。

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第14号）によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（別記様式第15号）によるものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（別記様式第16号）によるものとする。

(訂正決定等の期限延長通知書)

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）（別記様式第17号）によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例規定の適用)

第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（別記様式第18号）によるものとする。

(訂正請求事案の移送)

第15条 法第96条第1項の規定により、他の行政機関の長等に対し、事案を移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（別記様式第19号）により通知するものとする。

2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）（別記様式第20号）によるものとする。

(保有個人情報提供先への通知)

第16条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（別記様式第21号）によるものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第22号）によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第18条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（別記様式第23号）によるものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（別記様式第24号）によるものとする。

(利用停止決定等の期限延長通知書)

第19条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）（別記様式第25号）によるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例規定の適用)

第20条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（別記様式第26号）によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第21条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定による通知は、宮城県個人情報保護審査会への諮問について（通知）（別記様式第27号）によるものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、法及び法施行条例の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則（平成17年宮城県公安委員会規則第8号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則の様式によるものとみなす。

4 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号 (第2条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務つかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受け受理する組織の地名(所在地)	(名称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定	
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (データベース) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当するファイル
行政機関等匿名加工情報の提案の旨	
行政機関等匿名加工情報及び所在地を受け組織の提案の概要	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

別記様式第2号 (第3条関係)

(表 面)

保有個人情報開示請求書

宮城県公安委員会 殿

氏名

住所又は居所

電話 ()

年 月 日

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

(1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

- (1) 宮城県警察情報センターにおける開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧のみ 閲覧(必要に応じて写しの交付(※1)) 写しの交付のみ(※1)
 (※1) 写しの交付には複写料がかかります。
 <実施の希望日> 年 月 日 以降 年 月 日 まで
 (※2) 送付には郵送料と複写料がかかります。
- (2) 本人限定受取郵便による写しの送付(※2)を希望する。(※2)送付には郵送料と複写料がかかります。

3 本人確認等

- (1) 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人
- (2) 請求者本人確認書類 健康保険被保険者証 個人番号カード
 運転免許証 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
 ※ 郵送により請求をする場合には、上記本人確認書類に加えて住民票の写しを添付してください。
- (3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。)
 ① 本人の状況 未成年者()年 月 日生 成年被後見人
 ② 本人の氏名 (ふりがな)
 ③ 本人の住所又は居所

本人の電話番号 ()

- (4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()
- (5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 ()

※ 次の欄には記入しないでください

担当課	備考
-----	----

(裏 面)

1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」
開示請求者本人（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）を含む。）の氏名（4-1(1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。
また、連絡を行う際に必要になりますので、開示請求者本人と直接連絡が可能な電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」
開示を請求する保有個人情報の記録されている行政文書等や個人情報データベースの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」
開示を受けたい場合の開示の実施の方法及び開示を希望する場合の希望日）について、希望がありましたら記載してください（希望する方法に対応できない場合があります。）。
開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることができます。

4 本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における開示請求の場合
個人情報窓口において保有個人情報の開示請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。
どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。

(2) 郵送による開示請求の場合
郵送で保有個人情報の開示請求をする場合には、前記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報窓口事前に相談してください。
なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。
また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合
「本人の状況等」の欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。
代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他の資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対してに限り発行される書類の写しを併せて提出してください。
なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

別記様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日

様 宮城県公安委員会 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）
- 2 不開示とした部分とその理由

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。場合によっては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
から起算して6か月以内)に、審査請求に対する裁決があったことを知った日の訴えを提起すること
ができません。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することが
できません。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 宮城県警察情報センターにおける開示を実施することができます日時及び開示日を除く。）

期間： 年 月 日から 年 月 日まで（土・日曜、祝日及び閉庁日を除く。）

時間：
場所：

【連絡先】

電話番号：

(別紙)

【別記様式第3号 (第4条関係)】

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) に係る説明事項

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(以下「通知」という。)を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知の4-(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。

宮城県警察情報センターにおける開示の実施を選択される場合は、通知の4-(2)「宮城県警察情報センターにおける開示を実施することができるときの日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、宮城県警察情報センターまで連絡してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 日前には当方に届くように提出願います。

また、本人限定受取郵便による写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

なお、この場合は、別途、郵送及び複写に係る費用を負担していただくこととなります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は決定の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。

これについて詳しくは、通知の「2 不開示とした部分とその理由」の(教示)をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 宮城県警察情報センターにおける開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、宮城県警察情報センターに來られる際に、通知をお持ちください。

(2) 本人限定受取郵便による写しの送付を希望された場合は、個人情報記録された行政文書の写しの複写料を現金書留又は国内郵便為替により納付してください。あわせて、送付に要する費用を郵便切手を送付若しくは現金書留又は郵便為替により納付してください。

(3) 個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)第3条の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなり、正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合は、宮城県警察情報センターまで御連絡ください。

4 連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等について御不明な点がありましたら、宮城県警察情報センターまで御問合せください。

別記様式第4号 (第4条関係)

第 年 月 日
様
宮城県公安委員会 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしない理由	

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号:

別記様式第5号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等期限) 年 月 日)
延長の理由	

【連絡先】

電話番号:

別記様式第6号 (第6条関係)

第 年 月 日 号

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第84条の規定 (開示決定等の特例) を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

【連絡先】

電話番号:

別記様式第7号 (第7条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	氏名： 住所又は居所： 電話番号： () -
開示請求者氏名等	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 () 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号 () -
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報開示請求書 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

【連絡先】

電話番号：

別記様式第8号 (第7条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：

【連絡先】

電話番号：

別記様式第9号 (第8条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

あなた (貴団体) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報」の開示決定等に関する「意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課) 電話番号:
意見書の提出期限	年 月 日

【連絡先】

電話番号:

別記様式第10号 (第8条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

あなた (貴団体) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報」の開示決定等に関する「意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課) 電話番号:
意見書の提出期限	年 月 日

【連絡先】

電話番号:

別記様式第11号 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連 絡 先	(電 話) () () () () () (F A X) () () () () () () (内線)

(別紙)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書の記載方法

【別記様式第11号 (第8条関係)】

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にシ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

3 お問い合わせ先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、宮城県警察情報センターに連絡してください。

980-8410
 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
 宮城県警察情報センター
 電話番号：022-221-7171

別記様式第12号 (第8条関係)

年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

あなた (貴団体) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

- (教示)
- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することもできます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号:

別記様式第13号 (第9条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

(ふりがな) 氏 名

住所又は居所 〒

電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) の番号等
文書番号: 第 号
日 付: 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法
(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
(3)	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前 ・ 午後

- 本人限定受取郵便による写しの送付の希望の有無
 有: 現金 (現金書留) 国内郵便為替
 無

別記様式第14号（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

(ふりがな)
氏 名

住所又は居所 〒

電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の開示を受けた日	保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知） 文書番号： 年 月 日 付： 日 決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 郵送により請求する場合には、上記本人確認書類に加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 () 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (2) 本人の氏名 (3) 本人の住所又は居所 (4) 本人の電話番号 ()
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 次の欄には記入しないでください

担当課	備考
-----	----

【別記様式第14号（第11条関係）】

(別 紙)

保有個人情報訂正請求書の記載方法

1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」

訂正請求者本人（法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）を含む。）の氏名（6-1）の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、訂正請求者本人と直接連絡可能な電話番号も記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3-①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨
どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわれなければならないこととなっています。

(裏面へ続く)

【別記様式第14号（第11条関係）】

6 本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における訂正請求の場合

個人情報窓口において訂正請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるとは異なる場合がある場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

(2) 郵送による訂正請求の場合

郵送で保有個人情報の訂正請求をする場合には、前記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

別記様式第15号（第12条関係）

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第16号 (第12条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

- (教示)
- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第17号 (第13条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限) 年 月 日
延長の理由	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第18号 (第14条関係)

第 年 月 日

機

宮城県公安委員会 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報	
法第95条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

【連絡先】

電話番号:

別記様式第19号 (第15条関係)

第 年 月 日

機

宮城県公安委員会 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報	氏名: 住所又は居所: 電話番号: () - 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 本人の電話番号 () -
訂正請求者氏名等	
添付資料等	・保有個人情報訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

【連絡先】

電話番号:

別記様式第20号 (第15条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	(行政機関の長等)
移送先の行政機関の長等	(連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：
備考	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第21号 (第16条関係)

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

あなた(貴団体、貴職)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	
訂正請求の趣旨	(訂正内容)
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正理由)

【連絡先】

電話番号：

別記様式第22号 (第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

氏名 (ふりがな) _____
住所又は居所 〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) 文書番号: _____ 年 月 日 付: _____ 決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) _____ <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類 健康保険被保険者証 個人番号カード
 運転免許証 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 (_____)
※ 郵送により請求する場合には、上記本人確認書類に加えて住民票の写しを添付してください。

3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 未成年者 (_____ 年 月 日生) 成年被後見人
(ふりがな) _____
(2) 本人の氏名 _____
(3) 本人の住所又は居所 _____
(4) 本人の電話番号 (_____) _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 (_____)

※ 次の欄には記入しないでください

担当課	備考
-----	----

(別紙)

保有個人情報利用停止請求書の記載方法

【別記様式第22号 (第17条関係)】

1 「氏名」、「住所又は居所」及び「電話番号」
利用停止請求者本人 (法定代理人又は任意代理人 (以下「代理人」という。) を含む。) の氏名 (6-1)の本人確認書類で確認できる場合は旧姓も可) 及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになり、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、利用停止請求者本人と直接連絡可能な電話番号も記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3-①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。) により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第90条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第90条第1項第2号)

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にシ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定 (個人情報の保有制限) に違反して保有されているとき、法第63条の規定 (不適正な利用の禁止) に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定 (適正取得) に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定 (目的外利用制限) に違反して利用されているときと考えるときに、□にシ点を記入してください。

また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにシ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定 (目的外提供制限) 又は法第71条第1項の規定 (外国第三者提供制限) に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときと考えるときに、□にシ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

(裏面へ続く)

5 利用停止請求の期限について
利用停止請求は、法第88条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなります。

【別記様式第22号（第17条関係）】

6 本人確認書類等

(1) 個人情報窓口における利用停止請求の場合

個人情報窓口において利用停止請求をする場合には、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

(2) 郵送による利用停止請求の場合

郵送により保有個人情報の利用停止請求をする場合には、前記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、宮城県警察情報センターに事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」の欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人の電話番号です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他の資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

別記様式第23号（第18条関係）

第 年 月 日
様
宮城県公安委員会 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することもできます。ただし、決定又は裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁判の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第24号 (第18条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

- (教示)
- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
 - この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (この決定についての審査請求を行った場合には、審査請求に対する裁判所がこの決定についての取消しの訴えを提起することになります。ただし、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することになります。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【連絡先】

電話番号：

別記様式第25号 (第19条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

【連絡先】

電話番号：

別記様式第26号 (第20条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

【連絡先】

電話番号:

別記様式第27号 (第21条関係)

第 年 月 日

様

宮城県公安委員会 印

宮城県個人情報保護審査会への諮問について (通知)

年 月 日付けの宮城県公安委員会に対する審査請求について、下記のとおり宮城県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
審査請求	
諮問年月日	年 月 日

注1 「審査請求に係る [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]」の欄については、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の日付及び文書番号、[開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]をした者並びに [開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等]の種類 (開示決定、不開示決定等) を記載すること。

【連絡先】

電話番号:

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則（平成13年宮城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「の決定」の次に「（次号及び第5号の決定を除く。）」を加え、「行政文書非開示決定通知書」を「行政文書不開示決定通知書」に改め、同項第4号中「行政文書の存否を明らかにしない決定通知書」を「行政文書不開示決定通知書（存否応答拒否）」に改め、同項第5号中「行政文書不存在決定通知書」を「行政文書不開示決定通知書（不存在）」に改める。

第9条中「実施」を「施行」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

請求者 住所
氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

情報公開条例第5条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求する行政文書の内容	
請求者の連絡先	電話番号（ ） -
行政文書の開示の方法	<p>1 宮城県警察情報センターにおける開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 閲覧（必要に応じて写しの交付（※1）） <input type="checkbox"/> 写しの交付のみ（※1） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>2 郵送による写しの送付（※2）を希望する。 （※1）写しの交付には複写料がかかります。 （※2）送付には郵送料と複写料がかかります。</p>

- 注1： 「請求する行政文書の内容」の欄は、行政文書の件名又は開示を求める事項について具体的に記入してください。
- 2： 「請求者の連絡先」の欄は、連絡電話番号、連絡先となる事務所等の住所、名称等を記入してください。ただし、事務所等の住所、名称等が請求者住所、氏名等と一致する場合は、記入する必要はありません。
- 3： 「行政文書の開示の方法」の欄は、1又は2に○印を付してください。1を選択した場合は、実施の方法を記載してください。

（この欄は記入しないでください。）

行政文書の件名	
担当課	電話番号（ ） - 内線
備考	

様式第4号中「行政文書非開示決定通知書」を「行政文書不開示決定通知書」に改める。

様式第5号中「行政文書の存否を明らかにしない決定通知書」を「行政文書不開示決定通知書(存否応答拒否)」に、「存否を明らかにしないこと」を「開示をしないこと」に改める。

様式第6号中「行政文書不存決定通知書」を「行政文書不開示決定通知書(不存在)」に、「不存在の決定を」を「開示をしないことを決定」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第5号

行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

宮城県公安委員長 山口 哲男

行政文書管理規則の一部を改正する規則

行政文書管理規則(平成13年宮城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行政文書の保存) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 次に掲げる行政文書については、前項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過するまでの間保存期間を延長するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 開示請求があったもの 情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)第6条第1項又は個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)第21条第1項、第30条第1項若しくは第36条第1項	(行政文書の保存) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 次に掲げる行政文書については、前項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過するまでの間保存期間を延長するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 開示請求があったもの 情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)第6条第1項又は個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項若しくは第2項、同法第93条第1項若しくは第2項若しくは同法第101条第1項若しくは第2項の規定に基づく決定の日の翌日から起算して1年間
7 (略)	7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

宮城県公安委員長 山口 哲男

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病の状態の程度」を「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に改める。

第34条中「、第3号、第4号、第7号及び第12号から第14号までについては交通部運輸教育課長」を「及び第3号から第15号までにあつては運輸免許課長」に、「第16号については」を「第16号にあつては」に改め、「、第5号、第6号、第8号から第11号まで及び第15号については運輸免許課長を」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第11条関係)

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片馬合手納地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亘理郡山元町坂元字館野丙21番7先から亘理郡亘理町逢隈中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市志波姫堀口沖408番1先まで

一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1号まで
一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平98番3号まで
一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7号まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本木26番1号先から 仙台市太白区茂庭字人來田中67番1号まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から 気仙沼市東八幡前160番1号地先まで
一般国道45号	気仙沼市唐桑町字境10番地先から 気仙沼市唐桑町字竹の根37番4号地先岩手県境まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7号先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3号先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1号先から 気仙沼市唐桑町釜石下120番1号先岩手県境まで
一般国道47号	大崎市古川字木地島256番1号先から 大崎市鳴子温泉字四原33番4号先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷谷内63番8号先まで
一般国道48号	仙台市青葉区郷六字大福35番1号地先から 仙台市青葉区作並字長原20番地先まで
一般国道108号	石巻市須江字寺前89番1号地先から 大崎市古川字上古川屋敷77番1号先まで
一般国道108号 (古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2号先から 大崎市古川宮内字後畑11番先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉字宮戸前80番地先から 大崎市鳴子温泉字軍沢岳地内秋田県境まで
一般国道108号	石巻市雫平一丁目23番6号地先から 石巻市蛇田字菰織37番1号地先まで
一般国道115号相馬福島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆甫字下南山126番1号先から 伊具郡丸森町筆甫字下南山126番1号先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14号先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1号先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで

一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40号先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原東山15番1号先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1号先まで
一般国道398号	登米市迫町佐沼字新大瀬46番地1号先から 栗原市若柳字川南新田東519番1号地先まで
一般国道398号	栗原市志波姫堀口西風前21番地3号地先から 栗原市築館伊豆一丁目26番3号地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2号先から 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東95番3号先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2号先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2号先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3号先まで
主要地方道中田栗駒線	塩竈市大日向町135番6号地先から 宮城郡利府字新大谷地30番3号地先まで
主要地方道仙台北松島線	登米市中田町浅水字新沼尻81番地5号先から 登米市中田町浅水字十二号42番地2号先まで
主要地方道仙台北松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2号先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1号先まで
主要地方道大和松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3号先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20号先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河洲66番2号先から 宮城郡松島町初原字原1番10号先まで
主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目5番1号先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1号先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2号先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜亶理線	名取市岡上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2号先まで
主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1号先から 亶理郡亶理町字旧館61番21号先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区仙台北一丁目2番6号地先から 仙台市宮城野区仙台北一丁目3番3号地先まで
主要地方道塩釜亶理線	名取市牛野字内海204番1号地先から 名取市杉ヶ袋字横手254番1号地先まで

主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前一丁目89番地先から 多賀城市町前一丁目無番地先まで	一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
主要地方道塩釜港線	塩釜市港町二丁目75番地先から 塩釜市港町二丁目127番地先まで	一般県道閑上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
主要地方道塩釜港線	塩釜市貞山通二丁目57番6地先から 塩釜市港町二丁目335番1地先まで	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市宮城野区五輪一丁目301番4先まで
主要地方道巨理大原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで	一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
主要地方道石巻鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで	一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
主要地方道仙台空港港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで	一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで	一般県道石巻港イソター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
主要地方道岩沼蔵王線	多賀城市町前一丁目25番7先から 塩釜市港町一丁目75番地先まで	一般県道石巻港イソター線	東松島市赤井字八反谷地69番2地先から 東松島市赤井字南三225番1地先まで
主要地方道泉塩釜線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字伝畑52番1先まで	一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢沢沢17番先まで
主要地方道築館登米線	塩釜市東玉川町26番地先から 塩釜市東玉川町32番地先まで	一般県道大衡仙台線	黒川郡大和町小野字後藤9番地の13先まで 黒川郡大和町小野字後藤9番地の13先まで
主要地方道築館登米線	栗原市築館字津後沢沢沢北6番1地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで	一般県道巨理イソター線	巨理郡巨理町逢隈中泉字大原236番地先から 巨理郡巨理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで
主要地方道築館登米線	登米市中田町石森字表66番地1先から 登米市中田町浅水字新沼尻81番地5先まで	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町喜谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
主要地方道井土長町線	登米市追町佐沼字新二本松24番地1先まで 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで	一般県道仙台名取線	名取市植松字人生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合松坂字庚申28番1先まで	一般県道石巻女川イソター線	石巻市蛇田字東道下28番1地先から 石巻市蛇田字東道上147番地先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先まで 黒川郡大衡村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで	市道定輝寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村駒場字平林86番1先から 黒川郡大衡村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで	市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩釜市青岬町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野三丁目250番1先から 仙台市宮城野区宮城野三丁目271番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで	市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区宮城野区目の出町三丁目8番11先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで	市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇巻一丁目1022番12先まで 仙台市宮城野区扇巻一丁目1022番12先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで	市道元寺小路福室線 (その9)	仙台市宮城野区五輪305番1先から 仙台市宮城野区銀杏町44番2先まで

市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで
市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(北西角)から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(南西角)まで
市道扇町23号線	仙台市宮城野区扇町六丁目2番10地先から 仙台市宮城野区扇町六丁目2番13地先まで
市道扇町25号線	仙台市宮城野区扇町七丁目1番1地先から 仙台市宮城野区扇町七丁目3番14地先まで
市道五輪宮城野線	仙台市宮城野区五輪二丁目340番2地先から 仙台市宮城野区五輪二丁目231番7地先まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三停線3号線	仙台市若林区六丁目の目東町7番15番先から 仙台市若林区六丁目の目東町5番先(南東角)まで
市道原町岡田(その2)線	仙台市若林区御町五丁目2番13地先から 仙台市若林区御町五丁目3番8地先まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町三丁目2番2先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東191番3先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道南錦町東玉川町線	塩竈市南錦町149番6地先から 塩竈市東玉川町26番地先まで

市道浜街道線	名取市下奈田字中衛436番先から 名取市上奈田字土合44番7地先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
市道工場街路一号線	多賀城市明月一丁目105番1地先から 多賀城市宮内二丁目119番3地先まで
市道工場街路二号線	多賀城市明月二丁目118番2地先から 多賀城市宮内二丁目118番地先まで
市道工場街路三号線	多賀城市宮内二丁目116番地先から 多賀城市宮内二丁目115番1地先まで
市道工場街路四号線	多賀城市明月二丁目112番1地先から 多賀城市明月二丁目442番地先まで
市道工場街路五号線	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市城上二丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原122番先まで 岩沼市押分字須加原122番先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
市道矢野日相野釜線	岩沼市下野郷字釜沼6番8先から 岩沼市空港南四丁目2番2先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市下野郷字南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野谷地1番1先まで
市道斜橋・三ツ目沢線	登米市追町北方字谷地前181番地1先から 登米市追町北方字上北浦76番地先まで
市道大洞9号線	登米市追町北方字東富永8番地6先から 登米市追町北方字上北浦76番地先まで
市道駅前8号線	大崎市古川駅前大通一丁目553番地先から 大崎市古川駅前大通二丁目198番地先まで
市道古川沢田線	大崎市古川沢田字新原際99番地1先から 大崎市古川沢田字新原際76番地1先まで
市道古川三ツ江線	大崎市古川沢田字新原際89番地1先から 大崎市古川沢田字新原際60番地1先まで

市道桜ノ目三ツ江線	大崎市古川様目字新下釜20番地2先から大崎市古川沢田字新原際60番地1先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
町道菅生畑ヶ懐線	柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
町道山下大沢線	黒川郡大和町テラクノヒルズ1番先から黒川郡大和町小野字明通8番4先まで
町道松坂平1号線	黒川郡大和町松坂平三丁目1番地先から黒川郡大和町松坂平八丁目3番8地先まで
町道松坂平2号線	黒川郡大和町松坂平二丁目2番地先から黒川郡大和町松坂平二丁目8番地先まで
町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字金原37番地の1先から黒川郡大郷町羽生字中ノ町16番地の4先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から仙台市宮城野区港一丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目246番12先から仙台市宮城野区港四丁目246番先まで

様式第3号及び様式第4号中「昭和35年法律第145号」を「昭和37年法律第145号」に改める。

様式第31号中「号」を「号」に改める。

様式第40号中「この」を「その」に、「得ないもの」を「得ない者」に、「第119条の2第1項第3号」

を「第119条の2の4第2項」に、「罰金の」を「で」に、「受けられる」を「受ける」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

- この規則による改正前の宮城県道路交通規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の宮城県道路交通規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができるとができる。

○宮城県公安委員会規則第7号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令」を「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令」に改め、「。以下「府令」という。」を削る。

第2条の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条第1項	所轄警察署長	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)第2条第1項に規定する自動車運転代行業の主要たる営業所の所在地を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)
第15条第2項	前項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法(以下「読み替え後の道路交通法」という。)第74

		条の3第1項に規定する安全運転管理者及び読替え後の道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者（以下この条において「安全運転管理者等」という。）
第15条第2項第2号	施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）により読み替えて適用される施行規則（以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）第9条の9第1項第2号又は読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第2項第2号
第15条第2項第4号	様式第16号の安全運転管理者等認定書 施行規則第9条の9第1項第2号	安全運転管理者等認定書（宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号。以下「運転代行業法施行規則」という。）様式第1号）
第16条	様式第17号の教習修了証明書 所轄警察署長	教習修了証明書（運転代行業法施行規則様式第2号） 管轄警察署長
第17条	法第74条の3第6項 様式第18号の安全運転管理者等の解任命令書	読替え後の道路交通法第74条の3第6項 安全運転管理者等の解任命令書（運転代行業法施行規則様式第5号）
第17条の2	法第74条の3第8項	読替え後の道路交通法第74条の3第8項
第18条第1項	様式第21号の安全運転管理者に	安全運転管理者に関する教習申請書

第18条第3項	関する教習申請書 所轄警察署長	（運転代行業法施行規則様式第6号） 管轄警察署長
第19条	法第75条第2項、法第75条の2第1項又は同条第2項 様式第23号の車両の使用制限書	安全運転管理者等に関する認定申請書（運転代行業法施行規則様式第7号） 管轄警察署長 読替え後の道路交通法第75条第2項又は読替え後の道路交通法第75条の2第1項若しくは第2項 車両の使用制限書（運転代行業法施行規則様式第8号）
第20条	法第75条第10項 所轄警察署長	読替え後の道路交通法第75条第10項 管轄警察署長

第8条第2項中「第1項」を「前項」に改める。
 様式第2号中「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令」を「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令」に改める。
 様式第3号を次のように改める。
 様式第3号 削除
 様式第4号を次のように改める。
 様式第4号 削除
 様式第7号中「安全運転管理者に関する認定申請書」を「安全運転管理者等に関する認定申請書」に改める。
 附 則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。